

障害と肢体不自由

障害とは、肢体不自由とは

北海道教育大学札幌校
安井 友康

肢体不自由児の障害とは？

国際生活機能分類(ICF)と 肢体不自由

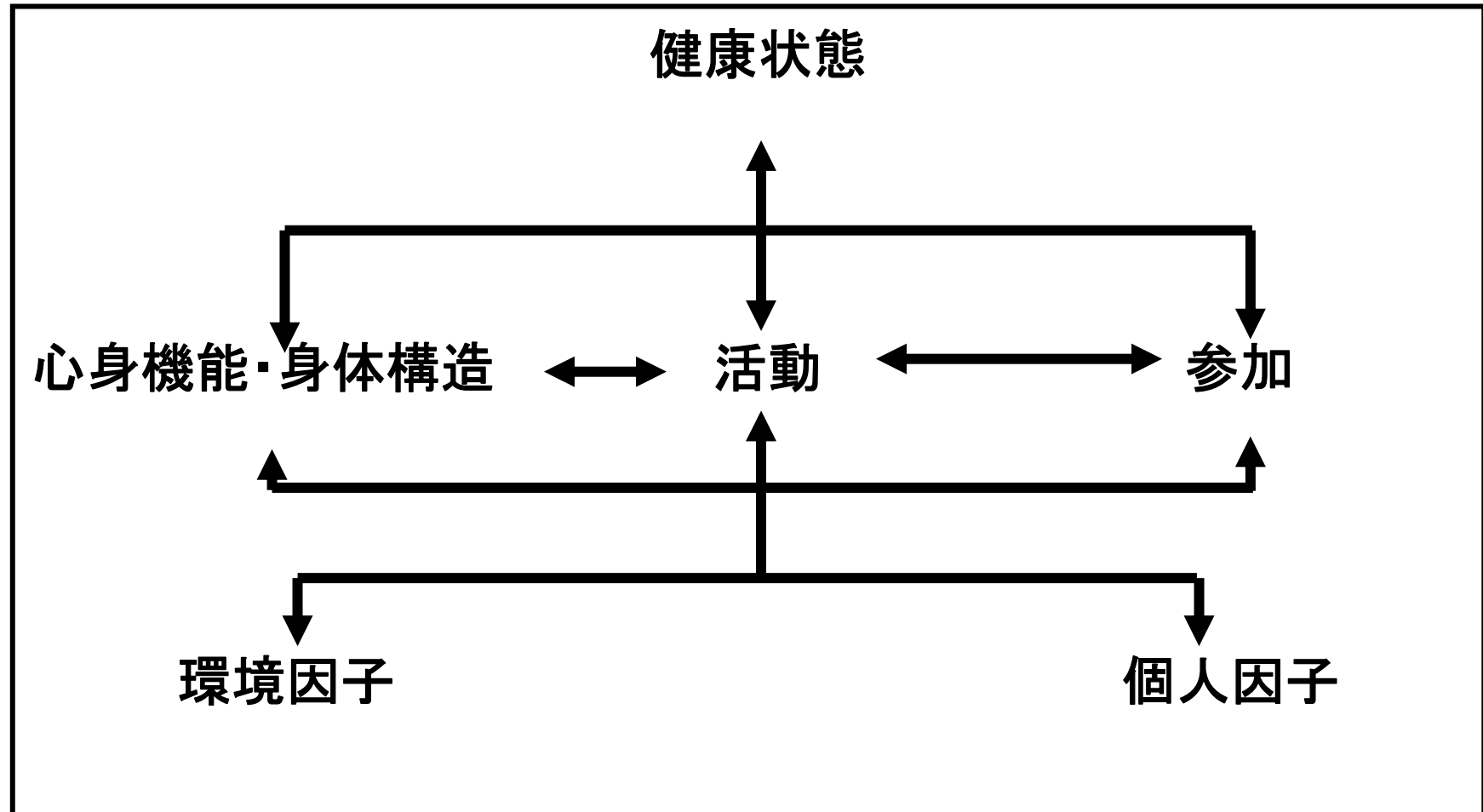
ICF(国際生活機能分類) (国際障害分類改訂版)

- International Classification of Functioning,
Disability and Health

生活機能・障害と健康の国際分類

2001年(WHO)

ICF(国際生活機能分類)の 構造モデル



用言整理

- 健康狀態(Health Condition)
- 心身機能・身体構造
(Body Function & Structure)
- 活動(Activity)
- 参加(Participation)
- 環境因子(Environmental Factors)
- 個人因子(Personal Factors)

健康状態(Health Condition)

- 精神機能
- 感覚機能と痛み
- 音声と発生の機能
- 心血管系・血液系・免疫系・呼吸器系の機能
- 消化器系・代謝系・内分泌系の機能
- 泌尿・性・生殖の機能
- 神経骨格筋と運動に関する機能
- 皮膚および関連する機能の構造

(中項目:98, 小項目212)

- 急性・慢性の病気
- 変調、傷害・心的外傷
- 妊娠
- 加齢
- ストレス
- 先天性異常
- 遺伝的素因

心身機能・身体構造 (Body Function & Structure)

- 神経系の構造
- 目・耳および関連部位の構造
- 音声と発話に関わる構造
- 心血管系・免疫系・呼吸器系の構造
- 消化器系・代謝系・内分泌系の構造
- 尿路性器系および生殖器系に関連した構造
- 運動に関連した構造
- 皮膚および関連部位の構造

(中項目:40, 小項目104)

- 身体部位・構造、身体機能の喪失・異常
- 異常： 統計的変異

活動と参加

(Activity Participation)

- 学習と知識の応用
- 一般的な課題と要求
- コミュニケーション
- 運動・移動
- セルフケア
- 家庭生活
- 対人的相互作用と対人関係
- 主要な生活領域
- コミュニティー・ライフ、社会生活、市民生活
(中項目:100, 小項目174)

活動(の制限)

- 基礎的な身体の動き
握る・足を動かす・見る
- 高次精神活動
過去の出来事を記憶する・知識を得る
- 複雑な身体活動
自動車の運転・社会活動・
公式の場での人とのつきあい

参加(の制限)

- 機能・能力障害と環境因子との相互作用

環境因子

- 生産物と機器
- 自然環境と環境に対して人間がもたらした変化
- 支持と関係
- 態度
- サービス・制度・政策

(中項目:64, 小項目103)

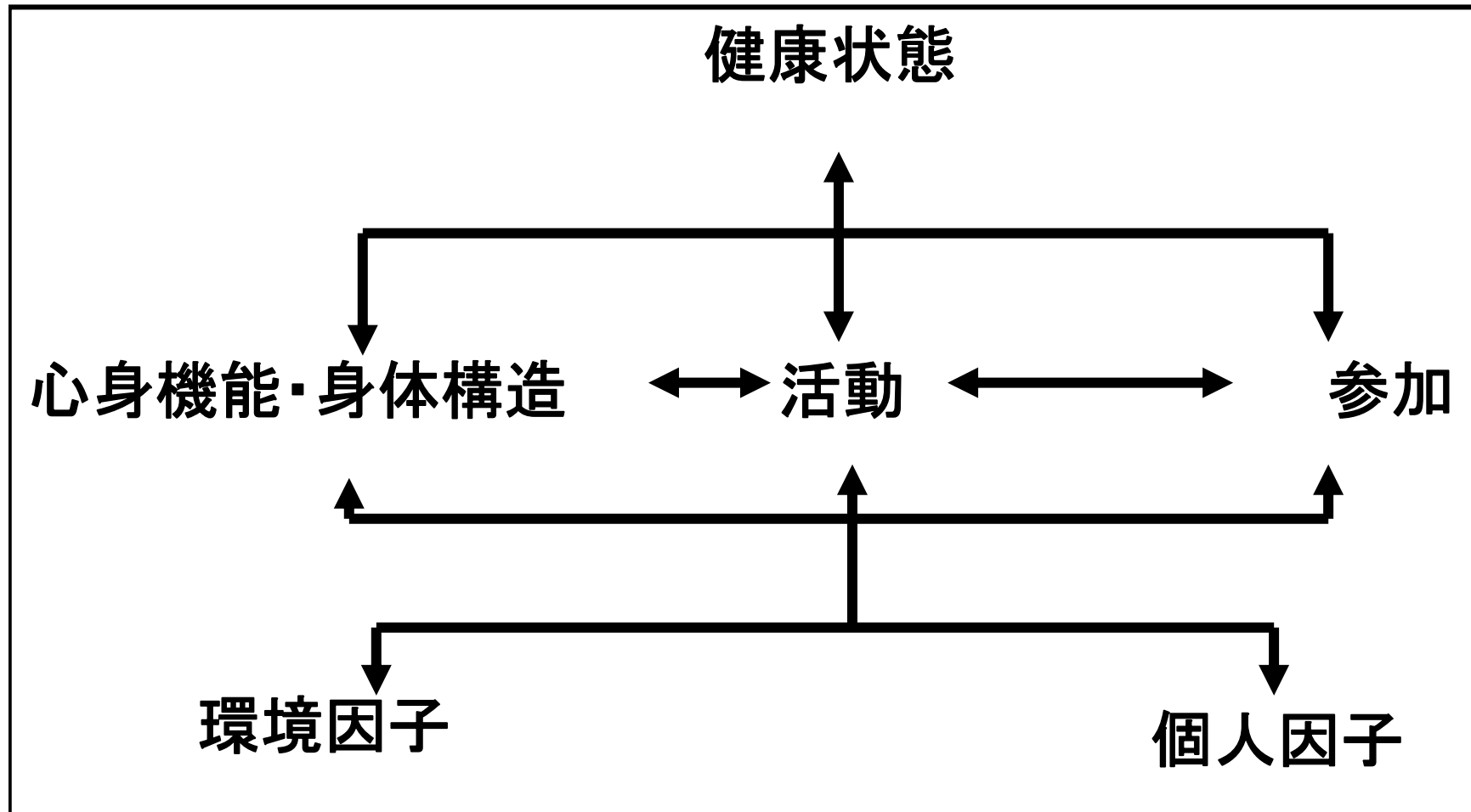
環境因子

- 自然環境(気候・地勢)
 - 人工環境(道具・家具・建築環境)
 - 社会の態度
 - 習慣
 - 規則
 - 制度
- など

個人因子

- 年齡
- 人種
- 性別
- 養育・教育歴
- 経験
- 個性
- 性格
- 才能

特別支援学校（肢体不自由）における教育的取り組みを考える



世界の障害者施策の基本理念

- ノーマライゼーション社会の実現
- 社会統合・インクルージョン

日本の障害児教育を取り巻く施策

- 国際障害者年 1981
- ADA(アメリカ障害者法)1990
- 障害者基本法 1993(2004.6改正)
- 障害者自立支援法 2006
- 特別支援教育 2007
- 障害者の権利条約

障害者施策の法体系

障害者基本法

保健・福祉 障害者自立支援法など

医療

教育 特別支援教育へ

雇用・労働

所得保障

生活環境 バリアフリー環境へ

専門職養成

障害者基本法（教育）

- 第十四条

国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

障害者基本法

- 2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

学校教育法と肢体不自由

「学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)」
(以下「改正法」という。)が平成18年6月21日に公布され、

平成19年4月1日から施行

学校教育法 第72条

目的

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

学校教育法 第75条

障害の程度

第72条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で、これを定める。

学校教育法施行令 第22条の3

法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

肢体不自由者

1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

学校教育法 第80条

設置

都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第75条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

学校教育法 第81条

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒及び幼児その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

学校教育法 第81条

2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

1. 知的障害者

2. 肢体不自由者

3. 身体虚弱者

4. 弱視者

5. 難聴者

6. その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

まとめると…

教育の場

- 特別支援学校(肢体不自由)
 - 通常の学校－特別支援学級
通常学級・通級による指導
- 補装具等の使用により歩行や学習に困難が見られないものは、通常学級で教育

特別支援学校（肢体不自由）

- 実際には・・・かなり重度化の傾向

→ 教育課程との関連

- 平成18年度において、42.8%（肢体不自由者を教育する特別支援学校では75.3%）の子どもが重複障害学級に在籍するなど、障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。

2008年1月17日

- 中央教育審議会において「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(答申)

学習指導要領改正の方向性

重複障害者等の指導について

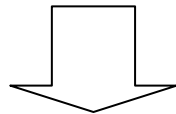
- 二つ以上の障害を併せ有する者（重複障害者）等については、一人一人の実態に応じ、より弾力的な教育課程を編成することができるようにする。
- 学校全体の組織的な対応の下で、複数の教師等の協力により適切な指導を行うことはもとより、必要に応じて、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家等の助言や知見などを指導に生かすことを明確にする。

- 家庭や病院等に教師を派遣して教育を行う
訪問教育については、個々の実態に応じて、
指導内容・方法等の工夫・改善を図ることを
明確にする。

特別なニーズへの対応

医療的ケア

- 主治医の指示を受けた看護師との連携のもとに、軽微3項目については、教員が行いうる(文部科学省 2004)



特別支援学校への看護師の配置

- 軽微3項目：痰の吸引、経管栄養、導尿

通常学校における特別支援

- 特別支援学級
介護員の配置(2009年度増)
施設設備
- 通常学級
保護者・担任の努力に依拠
- 制度的適正就学との隔たり
- 制度の整備はこれから
- 特別支援教育コーディネーターの役割

認定就学

- 平成14年(学校教育法施行令一部改正)
- 障害の状態に照らして、小学校または中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認められるもの

肢体不自由者の生涯支援

- 教育的支援
- 福祉・社会的支援へ
障害者自立支援法による生活サポート
社会の変化と社会的支援